

記者資料提供 (平成20年6月26日)

みなと総局技術部計画課 吉井・吉田
TEL: 078-322-5679

経営企画部企業誘致課 松田・大岩根
TEL: 078-322-5671

新港第1突堤用地における土壤調査結果について

◆概要◆

(1) 本件事業用地は土壤汚染対策法の適用対象ではないが、事業者が事業用地の一部の区画で土壤調査を実施したところ、土壤汚染対策法に規定された指定基準値を超える六価クロムが検出された。

この結果を受けて、神戸市が事業用地全体について土壤汚染対策法に規定された調査方法により土壤調査を自主的に実施した。

- ・土地所在地：神戸市中央区新港町1番
- ・土地面積：27,479m²

(2) 神戸市が実施した土壤調査の結果、六価クロム及びふつ素の土壤溶出量が指定基準値を超過して検出されたので、引き続き、深度方向の土壤調査等を実施する。その結果を受けて土壤汚染対策法に準拠した措置を検討する。

なお、当該用地は従前から敷地全体が舗装されており、人体に直接触れることがなく、また、周辺で地下水の飲用利用はないため、人体への影響はないと考えられる。

◆神戸市が実施した土壤調査の結果◆

(1) 土壤調査内容

土壤汚染対策法に規定された特定有害物質全25項目について、事業用地全体の44区画にて、土壤調査を実施した。

(2) 調査結果

表層土壤調査において、土地の一部から、六価クロム及びふつ素の土壤溶出量が指定基準値を超過して検出された。土壤含有量については指定基準値を超過していなかった。

- ・六価クロム 0.056 mg/L (指定基準値 0.05 mg/L の約1.1倍) 面積: 100m²
- ・ふつ素 最大 2.2 mg/L (指定基準値 0.8 mg/L の約2.8倍) 面積: 1,520m²

今後、深度方向の土壤調査や地下水調査を実施する予定。

その他の項目については、指定基準値を超過していなかった。

(3) 汚染原因

汚染原因については特定できなかった。

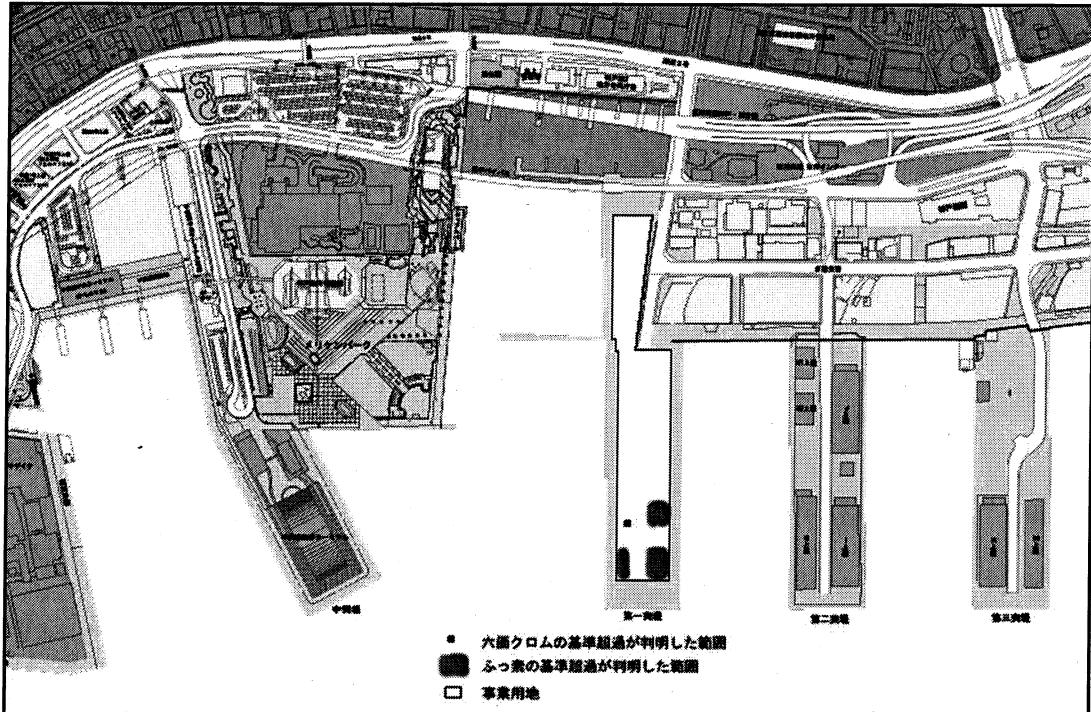
◆人の健康への影響◆

(1) 指定基準値を超える六価クロム及びふつ素が検出されたが、その土壤溶出量に係る指定基準値は土壤に含まれる特定有害物質が地下水に溶け出し、人がその地下水を飲用など長期間摂取することにより健康に影響を与える可能性に基づき定められたものである。

(2) 本件の事業用地及び周辺では地下水の飲用利用はないため、本件の土壤汚染による健康影響は無いと考えられ、また、従前から敷地全体がアスファルトもしくはコンクリート舗装で覆われており、人体に直接触れることはなく、人体への影響はないと考えられる。

◆本件土地の履歴◆

- ・明治44年から大正2年ごろに、公有水面をケーン工法で埋立てられた。
- ・平成17年度まで市営上屋が立地し港湾荷役活動が行われていた。
- ・本件事業用地は過去に特定有害物質を使用する特定施設の使用に供していなかった。



◆参考◆

(1) 事業者が実施した土壤調査結果

- ・事業用地内4区画で土壤ガス調査と表層土壤調査（土壤溶出量及び土壤含有量）を実施した。
- ・表層土壤調査において、4区画のうち1区画の六価クロムの土壤溶出量が指定基準値を超過して検出された。土壤含有量については指定基準値を超過していなかった。
- ・その他の項目については、指定基準値を超過していなかった。

(2) 用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時など、汚染の可能性の高い土地について、土地利用変更等の一定の機会をとらえて調査することや、調査の結果、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずる恐れのある場合には、必要な措置を講じること等を定めている。

特定有害物質

揮発性有機化合物のテトラクロロエチレンなど11物質、重金属等のカドミウム、鉛など9物質、農薬等の5物質、合計25物質について特定有害物質としての指定基準が土壤汚染対策法で定められている。

土壤溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から、土壤汚染対策法で定められている基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について設定されている。

溶出量基準は、土壤に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日2ℓ、一生涯(70年)にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

土壤から溶出した有害物質が地下水を汚染し、当該地下水を引用することを前提としている為、土壤に10倍量の水を加え、その水量に対する溶け出した有害物質の量を濃度として表している。

土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。カドミウム、鉛、六価クロムなどの重金属9物質について設定されている。

六価クロム

六価クロムは強い酸化剤で金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。

主に職業性の経気道曝露により人にクロム潰瘍、鼻中隔穿孔などを引き起こすことが知られている。

ふつ素

ふつ素及びそれを含む化合物は、ホタル石や水晶石、りん灰石等の形態で自然界に幅広く存在する。

環境中においては、河川水や地下水、土壤中に含まれており、特に温泉、鉱泉ではふつ素濃度が高くなる。また、海水中のふつ素は比較的高濃度である。

ふつ素化合物は、ガラス加工や電子工業等において使用されるほか、ふつ素樹脂等としても幅広く用いられる。また、適量のふつ素は虫歯の予防に有効であり、歯磨剤に添加されたり、歯面に直接塗布されたりする場合がある。

ふつ素による人の健康影響としては、過剰量のふつ素の継続的な摂取により斑状歯が発生する場合がある。